様式例－理4　理事会決議(報告)の省略　提案書・同意書・確認書

　（理事用の提案書兼通知書）

〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇〇

　　　　　　　各理事　様

　　社会福祉法人〇〇〇

理事長　〇〇〇〇

提案書 兼 通知書

社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定（理事会の決議の省略）及び定款第〇条第〇項の規定に基づき、理事会を開催することなく、提案事項について決議の省略を行いたいと存じます。

つきましては、下記の提案事項に同意いただける場合は、別添の同意書に記名押印の上、〇年〇月〇日までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

当該提案事項については、理事全員（特別の利害関係を有する者を除く）が同意の意思表示をし、且つ監事全員が異議を述べなかった場合において、理事会の決議があったものとみなされます。

また併せて、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条の規定（理事会への報告の省略）に基づき、理事会への報告事項について、下記のとおり通知し、当該報告事項については、理事会への報告は省略させていただくことを申し添えます。

記

1　提案事項

第1号議案　〇〇年度事業報告及び決算の承認の件

〇〇年度事業報告書（案）及び〇〇年度決算報告書（計算書類・財産目録・附属明細書）（案）等について承認を求めるもの。

第2号議案　定款変更の件

〇〇園の拡張のために取得した土地を定款の基本財産に追加するため定款変更を行うもの。

第3号議案　評議員会への提案の件

　　　上記議案の承認等について、評議員会の決議の省略及び報告の省略により行うことを各評議員に提案するもの。

2　報告事項

報告第1号　〇〇〇〇〇について

　　　前回理事会で報告指示があった〇〇計画の進捗状況について報告を行うもの。

【注意】

・本様式例は、会社法の例等を参考に、決議の省略に必要な「提案書」と報告の省略に必要な「通知書」を兼ねる様式となっています。

・「通知書」に関する部分は、黄色マーカー表示となっています。報告事項がない場合は、マーカー部分を削除してください。

［法人事務局連絡先］

　　社会福祉法人〇〇会法人本部（担当　〇〇）

住　所 〒

　　　　〇〇〇市〇区〇町〇番地

電　話 〇〇〇－〇〇〇〇

ＦＡＸ　〇〇〇－〇〇〇〇

メール　〇〇＠〇〇〇.com

【様式例に関する補足】

・「決議の省略」と「報告の省略」については、厳密には法上の根拠条文が違うため、本来は別々に処理することになりますが、本様式例については、実務上の観点から、それぞれを併用する場合を想定して作成しています。（それぞれの手続きを、別々の書式で作成することも可能です。）

（決議の省略の要件）

理事会の決議の省略を行うためには、以下の要件を満たす必要があります。

・理事会の決議の省略に関する定款の定めがあること（評議員会は定款記載がなくても可）

・当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと

・監事が当該提案について異議を述べていないこと

（報告の省略の要件）

・報告の省略を行うためには、理事会の理事・監事全員に対して報告すべき事項を通知する必要があります。

・ただし、決議の省略と違い同意は不要です。（評議員会の場合は報告の省略でも同意が必要）

・理事会への法定の報告事項としては、利益相反取引関連の報告等があります。その他報告すべき事項としては、法人の内規や理事会等で報告すべきとされたもの等が考えられます。

なお、社会福祉法第45条の16第3項の規定による理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告は、実際の理事会において報告を行う必要があるため、報告の省略の適用はできません。（そのため本様式例からは削除しています。）

（定時評議員会の議題等）

・理事会及び定時評議員会の両方を決議の省略で行う場合を想定していますが、定時評議員会を通常開催する場合は、第3号議案の朱書き破線部分を変更する必要があります。（以降の様式例も同様）

・定時評議員会で決議の省略を行う場合、定時評議員会での決算の「事業報告」は、「報告」の扱いであるため、厳密には、「決議の省略」と併せて「報告の省略」も行うことになります。

　（理事用の同意書）

社会福祉法人〇〇〇

理事長　様

同意書

私は、〇年〇月〇日付で提案のありました下記の理事会の決議の省略に関する提案事項について同意します。

記

1　提案事項

第1号議案　〇〇年度事業報告及び決算の承認の件

〇〇年度事業報告書（案）及び〇〇年度決算報告書（計算書類・財産目録・附属明細書）（案）等について承認を求めるもの。

第2号議案　定款変更の件

〇〇園の拡張のために取得した土地を定款の基本財産に追加するため定款変更を行うもの。

第3号議案　評議員会への提案の件

　　　上記議案の承認等について、評議員会の決議の省略及び報告の省略により行うことを各評議員に提案するもの。

2　特別の利害関係の確認

当該提案事項につき、特別の利害関係（利益相反取引など）に該当する場合は、該当内容について以下の欄に記載してください（該当がない場合は記載不要です。）。

|  |
| --- |
| 該当する議案と利害関係の内容 |
|  |

以上

　　　　年　　月　　日

理事　　　　　　　　　　　　　印

【様式例に関する補足】

・理事会については、「報告の省略」に関する同意は不要であるため、本様式例は、「決議の省略」に必要な同意・確認のみをとるものです。（評議員会の場合は報告の省略でも同意が必要）

・「理事会の決議に特別の利害関係を有する理事」は対象外となるため、該当の有無を確認しています。

・議案別に同意・確認をとらず、一括承認とするのが一般的です。

　（監事用の提案書兼通知書）

〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇〇

　　　　　　　各監事　様

　　社会福祉法人〇〇〇

理事長　〇〇〇〇

提案書 兼 通知書

社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定（理事会の決議の省略）及び定款第〇条第〇項の規定に基づき、理事会を開催することなく、提案事項について決議の省略を行いたいと存じます。

つきましては、下記の提案事項に異議がない場合は、別添の確認書に記名押印の上、〇年〇月〇日までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該提案事項については、理事全員（特別の利害関係を有する者を除く）が同意の意思表示をし、且つ監事全員が異議を述べなかった場合において、理事会の決議があったものとみなされます。

また併せて、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条の規定（理事会への報告の省略）に基づき、理事会への報告事項について、下記のとおり通知し、当該報告事項については、理事会への報告は省略させていただくことを申し添えます。

記

1　提案事項

第1号議案　〇〇年度事業報告及び決算の承認の件

〇〇年度事業報告書（案）及び〇〇年度決算報告書（計算書類・財産目録・附属明細書）（案）等について承認を求めるもの。

第2号議案　定款変更の件

〇〇園の拡張のために取得した土地を定款の基本財産に追加するため定款変更を行うもの。

第3号議案　評議員会への提案の件

　　　上記議案の承認等について、評議員会の決議の省略及び報告の省略により行うことを各評議員に提案するもの。

2　報告事項

報告第1号　〇〇〇〇〇について

前回理事会で報告指示があった〇〇計画の進捗状況について報告を行うもの。

【様式例に関する補足】

・監事に議決権はありませんが、決議の省略の要件である「監事が当該提案について異議を述べていないこと」を確認するものです。

・その他は、理事への提案書様式例の補足と同じです。

［法人事務局連絡先］

　　社会福祉法人〇〇会法人本部（担当　〇〇）

住　所 〒

　　　　〇〇〇市〇区〇町〇番地

電　話 〇〇〇－〇〇〇〇

ＦＡＸ　〇〇〇－〇〇〇〇

メール　〇〇＠〇〇〇.com

　（監事用の確認書）

社会福祉法人〇〇〇

理事長　様

確認書

私は、〇年〇月〇日付で提案のありました下記の理事会の決議の省略に関する提案事項について異議がないことを確認いたします。

記

1　提案事項

第1号議案　〇〇年度事業報告及び決算の承認の件

〇〇年度事業報告書（案）及び〇〇年度決算報告書（計算書類・財産目録・附属明細書）（案）等について承認を求めるもの。

第2号議案　定款変更の件

〇〇園の拡張のために取得した土地を定款の基本財産に追加するため定款変更を行うもの。

第3号議案　評議員会への提案の件

　　　上記議案の承認等について、評議員会の決議の省略及び報告の省略により行うことを各評議員に提案するもの。

以上

　年　　月　　日

監事　　　　　　　　　　　　　印

【様式例に関する補足】

・理事会については、「報告の省略」に関する同意は不要であるため、本様式例は、「決議の省略」に必要な同意・確認のみをとるものです。（評議員会の場合は報告の省略でも同意が必要）

・議案別に同意・確認をとらず、一括承認とするのが一般的です。

・監事については、特別の利害関係の確認は不要です。